

Ⅱ-3-3. 充填回収業者と再生・破壊業者

- 第一種特定製品のフロン充填・回収は都道府県知事の登録を受けた「第一種フロン類充填回収業者」が行わなければなりません。(たとえ、自社所有の機器に充填する場合であっても、当該登録を受けた事業者でないと充填することができません。)
- フロン類の再生業・廃棄業を行う事業者は、それぞれ「第一種フロン類再生業者」、「フロン類破壊業者」として、国(環境大臣及び経済産業大臣)の許可を得る必要があります。

